

受検前

**自主検温の健康管理**

※発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関で受診すること。  
特に下枠内の症状がある者は県設置のコールセンター(098-866-2129)へ連絡し、指示を仰ぐこと。

次の①～③で1つ以上該当する場合は追検査の対象となる。

- ①発熱の症状がある（37.5度以上）（もしくは平熱比+1度超過）
- ②息苦しさ（呼吸困難）がある
- ③強いだるさ（倦怠感）がある

**【重要】確認項目**

上記のほかに、次の④～⑨が2つ以上該当する場合も、追検査の対象となる。

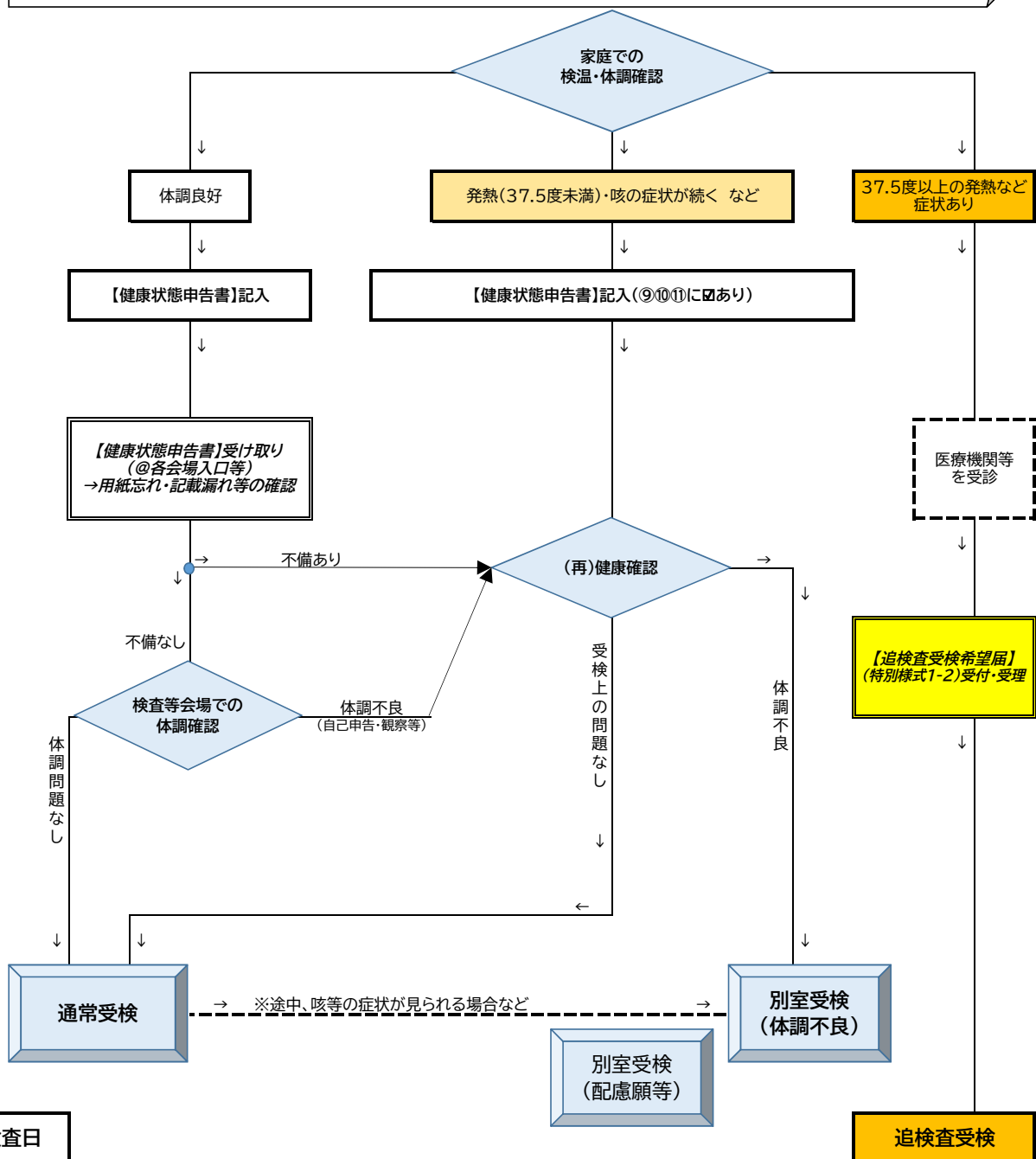
- ④味を感じない（味覚障害がある）
- ⑤臭いを感じない（嗅覚障害がある）
- ⑥咳の症状が続いている
- ⑦咽頭痛が続いている
- ⑧下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
- ⑨過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患者が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる。又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触（1m程度以内で15分以上接触）がある

受検日当日を待たずに追検査受検希望届（特別様式1-1）を提出することができます。  
（1月7日以降に、出願した県立高等特別支援学校に提出）

受検前日まで

受検日当日（家庭）

受検日当日（会場）



追検査日

追検査受検